

自動車事故による重度後遺障害者を 受入れる事業者を支援します！

自動車事故による重度後遺障害者の受入れを行う障害者支援施設やグループホームに対して、介護器具導入や人件費等に係る経費への補助事業を実施しています。詳細はHPをご確認下さい。



※「自動車事故被害者受入環境整備事業 公募」と検索又はQRコードで

【開設（増設）1年目】

補助上限額 1施設 1,500万円

職員賃金※1

介護器具
購入費

対 象

求人情報
発信費

研修受講費

※1 開設一ヶ月前から開設2か月後までの間の経費

【開設2年目以降】

補助上限額 1施設 1,000万円

職員賃金
改善費※2

介護器具
購入費

対 象

求人情報
発信費

研修受講費

※2 処遇改善加算等の自己負担分

補助対象事業者の要件

○自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が入所していること、又は今後、具体的な入所の見込みがあること

- ・（独）自動車事故対策機構の介護料受給資格者
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級 以上の者



※ご不明な点については、国土交通省 担当者にご確認ください。

公募
期間

令和4年10月7日(金) ~ 11月25日(金)



国土交通省

自動車局保障制度参事官室
担当: 佐々木、永井
電話: 03-5253-8111
(内線41418)